

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に伴い、外出自粛要請や学校の臨時休校、事業の臨時休業等が行われ町民生活に大きな影響が生じています。

町では、町民の皆さんの生活を支援するために、以下の取組等を行います。【5月21日時点】
(新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は町HPでご確認ください。)

新生児臨時特別給付金(町独自)

給付対象者

令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた子
(出生により神戸町に住民登録した子に限る。)

給付額

給付対象者1人につき10万円

申請・受給者

原則、給付対象者の児童手当を受給する方

問い合わせ先 子ども家庭課 ☎ 27-0176

上水道基本料金の免除(町独自)

対象者

神戸町内で上水道を給水している全ての世帯及び事業者

免除となる料金

上水道基本料金

免除の期間

令和2年7月～12月請求分までの6ヶ月間

免除の方法

- ・神戸町が上水道を供給している区域(神戸町内に限る)
上水道料金の請求から基本料金を差し引く方法で実施
(申請手続きは不要)
- ・近隣市町が神戸町内に上水道を供給している区域の方は、
個別に基本料金相当額を助成する方法で実施します。

問い合わせ先 上下水道課 ☎ 27-0179

国民健康保険、後期高齢者医療保険制度 の傷病手当金・減免等

●国民健康保険・後期高齢者医療制度の 傷病手当金

対象者 被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染
(発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む)
し、4日以上その療養のために働くことができない方

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 減免等

対象者 ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計
維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったとき
・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる
生計維持者の事業収入等の減少が次の3項目
全てに該当するとき
①事業収入等のいずれかの減少額が前年の事
業収入等の10分の3以上
②前年の合計所得金額が1,000万円以下
③減少することが見込まれる事業収入等に係
る所得以外の前年の所得の合計額が400万
円以下

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174

上水道料金・下水道使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、上水道料金・下水道
使用料の納付が困難になった場合は、納期限の延長(猶
予)が適用される制度があります。

問い合わせ先 上下水道課 ☎ 27-0179

町税の特例猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に
減少し、町税を一時に納付することが困難である場合には、
納税を猶予する制度があります。

問い合わせ先 税務課 ☎ 27-0173

各種証明書の郵送申請実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、戸籍証
明書、住民票の写し、町税に関する証明書の交付請求が郵
便で行えます。

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174
税務課 ☎ 27-0173

